



中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠

製品・サービス開発の取組を支援



たとえば・・・

最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠

海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・

海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

① **付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加**

② **1人あたり給与支給総額の年平均成長率が**

事業実施都道府県における最低賃金の**直近5年間の年平均成長率以上**又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

③ **事業所内最低賃金**が事業実施都道府県における最低賃金**+30円以上の水準**

④ 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表**等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、**事業成果を確認します。**
※基本要件等が未達の場合、**補助金返還義務**があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 (2) 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、**補助金返還義務**があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可。

事業の流れ

公募開始～採択

交付決定～補助事業実施

終了後～

公募開始
公募締切

交付候補
決定

交付申請
交付決定

補助事業
開始

実績報告
確定検査

補助金額
確定

事業化
状況報告

お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について : kakunin@monohojo.info

電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は
事務局HPをご覧ください

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiawase.html>

ものづくり補助金
総合サイト



販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3

【第17回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月4日（火）

申請受付開始：2025年5月1日（木）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

【関連融資制度】

補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金
補助率
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

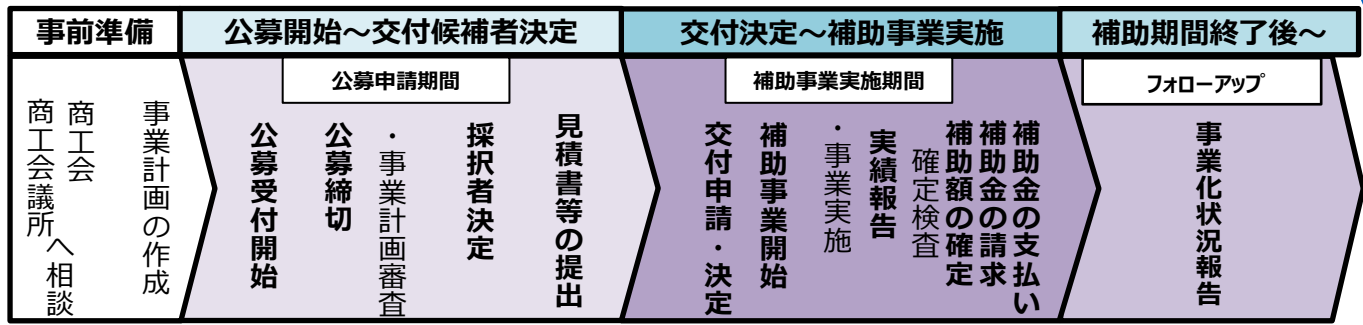
◎ 限度額：2,000万円

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例：最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2 / 3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <u>50万円</u> を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <u>150万円</u> を上乗せ

【特例要件】

- **インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- **賃金引上げ特例** ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザイン**や**リーフレット**を作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに**看板を設置**。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

事務局HP :



[商工会地区HP](#)



[商工会議所地区HP](#)



[G-BIZ ID
取得](#)

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!

公募開始時期:調整中



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- ・ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ・ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



経済産業省

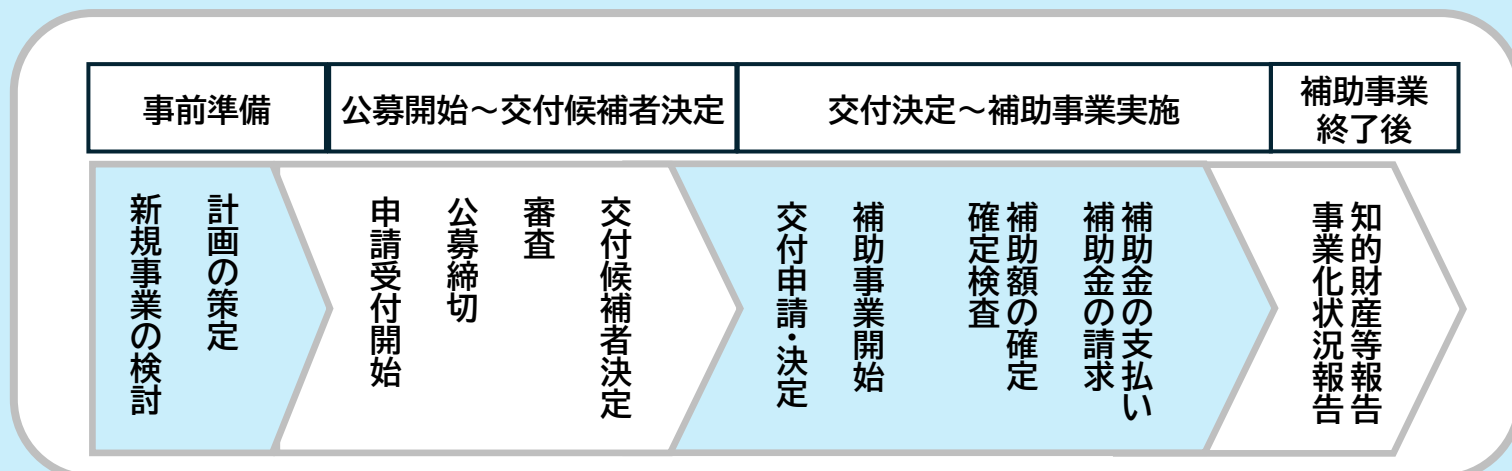


Be a Great Small.
中小機構

【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費
その他	- 収益納付は求めません。 - 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

**補助金事務局の決定後
掲載予定**



**iGrants
(ID取得)**

※ 補助金制度については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。

※ 申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

全体スケジュール

公募説明会

2025年 2日(水)東京 3日(木)仙台、名古屋、大阪
4月 4日(金)札幌、金沢、福岡
※開催概要はSIIホームページ(<https://sio.jp/>)より確認できます。
※参加には、事前エントリーが必要です。
※東京・大阪会場の公募説明会は、来場型に加えて、オンライン配信を行う予定です。

一次公募

公募期間:2025年3月31日(月)～2025年4月28日(月)
交付決定:2025年6月中旬(予定)

二次公募

公募期間:2025年6月上旬～7月上旬(予定)
交付決定:2025年9月上旬(予定)

三次公募

公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定)
交付決定:2025年11月中旬(予定)

事業期間

交付決定日から2026年1月31日(土)まで
※複数年度事業は、交付決定日から2029年1月31日(水)まで

申請

審査

事業期間

事業完了

事業開始

発注

設置

検収

支払い

交付決定日

※契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。
交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります。

単年度事業
2026年1月31日まで

複数年度事業
2029年1月31日(最大)まで

留意事項

- 当資料は1次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザー名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネ率の実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	のち 先進枠	03-5565-3840
(II) 電化・脱炭素燃燃型	のち 一般枠・中小企業投資促進枠	03-5565-4463
(IV) エネルギー需要最適化型		03-5565-3840 03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

1/シフトの記載(受取・送金)の無効(コピー) - 記載・転載を禁じます。Copyright© Sustainable open Innovation Initiative. All Rights Reserved.

1次公募

令和6年度補正予算

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみならずの省エネルギー対策を
支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の2/3以内 補助金額の上限:15億円/年度
※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

1次公募期間

2025年3月31日(月)～2025年4月28日(月)

支援対象となる3つの事業区分

(I) 工場・事業場型

※先進設備・システム、②オーダーメイド設備、
※指定設備の導入

(II) 電化・脱炭素燃燃型

※指定設備のうち、電化や脱炭素目的の
燃料転換に伴う設備等の導入

(IV) エネルギー需要最適化型

※EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

※(II) 脱炭素燃燃型の申請は、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に所属してください。

一般社団法人
SII 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金では、 設備導入を行う補助事業を3つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分	(I) 工場・事業場型	(II) 電化・脱炭素燃燃型	(IV) エネルギー需要最適化型
事業要件	⑥先進設備・システムの導入 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に関する技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会が審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業 ⑥オーダーメイド型設備 又は 省エネ効果が高い高効率な設備(③指定設備) 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 大規模設備投資を支援 オダーメイド型設備と指定設備を組み合わせた事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。	③指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入 化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業 電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ) 対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した以下の指定設備。 ②産業ヒートポンプ ⑤高効率コージェネレーション ③業務用ヒートポンプ給湯器 ⑥低炭素工業炉 ④高性能ボイラ ※上記に該当しない「その他SIIが認めた高効率な設備」のうち、電化・脱炭素燃燃に資するとして指定した設備も対象となる。	④EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入 SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 ※SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 ※EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算基準で2%改善を目安とする)
投資回収要件	投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が3年以上であること
補助対象経費	設計費・設備費・工事費	設計費・設備費・工事費	設計費・設備費・工事費
補助率	中小企業等 ^{※2} 2/3以内 大企業 ^{※3} 1/2以内 その他 ^{※4} 対象外	1/2以内	1/2以内 1/3以内
補助金額限度額	単年度事業 【上限額】15億円/事業全体 【下限額】100万円/年度 複数年度事業 【上限額】30億円/事業全体 【下限額】100万円/年度 連携事業 【上限額】30億円/事業全体 【下限額】100万円/年度	単年度事業 【上限額】15億円/事業全体 【下限額】100万円/年度 複数年度事業 【上限額】30億円/事業全体 【下限額】100万円/年度 連携事業 【上限額】30億円/事業全体 【下限額】100万円/年度	単年度事業 【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体 複数年度事業 【上限額】3億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体

いずれの事業区分も複数年度の投資・事業計画に切れ目なく対応。複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領等をご確認ください。

*連携事業、工場・事業場間一体省エネ事業

(I) 工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネ事業(同一事業所で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

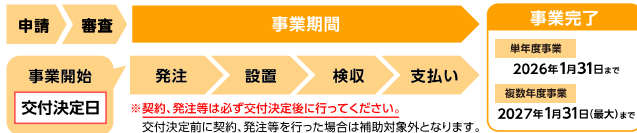
GX要件について

- 本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長戦略経済移行推進計画(GX推進計画)」(令和7年7月閣議決定)における「GX経済移行計画」を活用した先行投資の取組を進め、脱炭素成長戦略を実現した社会システムの構築へ貢献し、民間企業のみならず投資の促進を図る。以下「GX」という。この取組の一環として位置づけられた事業である。
- 先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットメントすること」を大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資の促進が困難な事業を対象とすることが定められている。
- 本事業の(1)工場・事業場型、(2)電化・脱炭素燃燃型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。
- ①GX推進への取組に関する要件
 - 民間企業(※1)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組内容を記入又は、意図を表明し、回答すること。
 - 一部の分野については、補助金交付法に定める認定評価制度に基づく2021年度CO₂排出量が20%未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業がより推進される省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに代えることができる。
 - 会社法上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人
- ②脱炭素化化石燃料の燃料転換を行う事業等に関する要件
 - (1) 石油・石炭・天然ガス等の化石燃料の燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業に該当し、又は、公衆の利益の増進に寄与する事業である。
 - 交付申請時には、申請書にコミットメントに対する意図表明を要する。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画に記載すること。

- ① 型は経常当たり計画省エネ率15%以上(補助対象経費1千万円当たり1kWh以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。エネルギー使用量が1,500kWh以上の工場・事業場)と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)のみならず大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネ率を報告できること。
- ② 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
- ③ 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」(みなし大企業)のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者となる。
 - 省エネ法の事業クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(1次公募に申請する場合、以下の※を要しないこと)
 - 「Sクラス」については、公募申請時時点で「令和5年度定期報告書(特定大企業事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要率等評価)」原単位の状況)を提出すること。
 - 中長期計画の「ベンチャー」指標の採込み(に)記載された2030年度(目標年度)の採込みがベンチャー目標値を達成する事業者
- ④ 令和7年度公表分の「省エネ率」に該当する事業者又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人を超える法人。

全体スケジュール

公募説明会	2025年 2日(水)東京 3日(木)仙台、名古屋、大阪 4月 4日(金)札幌、金沢、福岡
	※開催概要はSIIホームページ(https://sii.or.jp/)より確認できます。 ※参加には、事前エントリーが必要です。 ※東京・大阪会場での公募説明会は、求場型に加えて、オンライン配信を行う予定です。
一次公募	公募期間:2025年3月31日(月)～2025年4月28日(月) 交付決定:2025年6月中旬(予定)
二次公募	公募期間:2025年6月上旬～7月上旬(予定) 交付決定:2025年9月上旬(予定)
三次公募	公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定) 交付決定:2025年11月中旬(予定)
事業期間	交付決定日から2026年1月31日(土)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2027年1月31日(日)まで



留意事項

- 当資料は1次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行ってください。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(Ⅲ) 設備単位型

7時～21時
0570-039-930
【P電話からのお問い合わせ】 **042-303-0420**

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

【受付時間】10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

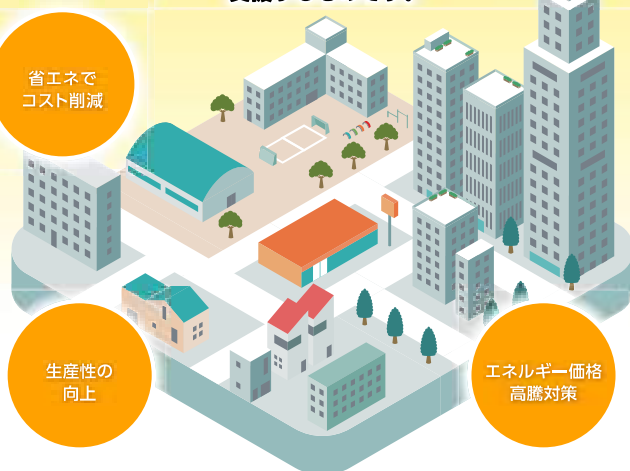
パンフレットの記載記事・写真の無断転載(コピー)・複製・転載を禁じます。Copyright© Sustainable open Innovation Initiative. All Rights Reserved.

1次公募

令和6年度補正予算

省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみならずの省エネルギー対策を
支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の**1/3**以内 補助金額の上限:**1億円/事業全体**

※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

1次公募期間

2025年3月31日(月)～2025年4月28日(月)

支援対象となる2つの事業区分

(Ⅲ) 設備単位型

①指定設備5台が省エネルギー設備として登録及び公表したもの(※)を導入

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

②EMS(エネルギーマネジメントシステム)導入の導入

※(Ⅲ) 工場・事業場、(Ⅳ) 電力・熱供給施設、(Ⅴ) エネルギー需要最適化型(単独)の申請は、「省エネルギー投資促進・需要最適化支援事業費補助金」に申請してください。

SII 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

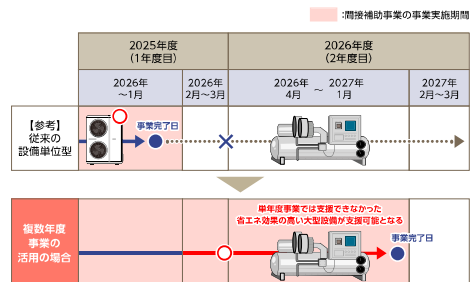
※本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事となり、大日本印刷株式会社との共同事業として執行する事業です。

省エネルギー投資促進支援事業費補助金では、 設備導入を行う補助事業を2つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分	(Ⅲ) 設備単位型	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型との組み合わせについて
事業要件	省エネ効果が高い高効率な設備(◎指定設備)の導入 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 ユーティリティ設備 ① 高効率空調(産業・商業用エアコン等) ② 産業用ポンプ ③ 業務用給湯器 生産設備 ④ 高効率ボイラ ⑤ 変圧器 ⑥ 冷凍冷蔵設備 ⑦ 低炭素工業炉 ⑧ 産業用モータ ⑨ 印刷機 ⑩ プラスチック加工機械 ⑪ プレス機械 ⑫ 印刷機 ⑬ ダイカストマシン 上記に該当しないその他のSIIが認めた高効率な設備として指定した設備も対象となる。	②EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入 SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業	(Ⅲ) 設備単位型に、(Ⅳ) エネルギー需要最適化型を組み合わせることで申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、(Ⅳ) エネルギー需要最適化型の単独申請の場合は、省エネルギー投資促進・需要最適化支援事業費補助金に申請してください。
省エネルギー効果の要件 ^{※1}	原油換算量ベースで、更新範囲内において 以下いずれかの要件を満たす事業 省エネ率:10%以上 省エネ量:1kL以上 経費当たり省エネ量:1kL/千円以上 ※省エネ法に基づく定期報告義務がない事業等(特定事業者等以外の事業等)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること、(SIIが指定するフォーマット)で作成	SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)	
補助対象経費	設備費	設計費・設備費・工事費	
補助率	1/3 以内	1/2 以内	
補助金限度額	1億円/事業全体	1億円/事業全体	
	30万円/事業全体	30万円/事業全体	

複数年度事業(2年度事業)活用のご案内

従来の設備単位型(◎指定設備導入事業)では、投資・事業計画が単年度で完了する事業が対象であり、複数年にわたる事業は対象外でした。本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年(2年度事業)にわたる投資・事業計画を支援します。



複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領をご確認ください。

【エネルギー使用量が1,500kWh以上の工場・事業場】と【中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む】は、省エネ法に規定する中長期計画に記載されている指定設備またはEMS機器を導入する事業であること。(Ⅲ)型は、導入した設備の最低1箇年以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネ率・省エネ量を算出すること、(Ⅳ)型は、省エネ法、省エネ推進法、実証した省エネ対策を報告すること。

※1 1年度のエネルギー使用量が原油換算1,500kWh以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告義務を履行する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)であり、【中小企業者】、【みなし大企業】のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

※省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(1次公募に申請する場合、以下の※を要する)※

※「Sクラス」については、公開開始時点で「令和5年度定期報告書」において「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和5年度定期報告書(特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要率・評価指標の変動状況)を提出すること。

※中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

『農林水産物・食品の輸出の拡大に向け、HACCP等に対応した施設や機器の整備を行いたい』

(令和6年度補正予算、令和7年度当初予算)

食品産業の輸出向けHACCP等対応 施設整備(緊急対策※)事業

※はR6補正の事業名

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件(食品衛生、ハラール・コーシャ等)に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

対象となる方

輸出を行う食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工業者など。(例:肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者)

応募には、輸出事業計画及び事業実施計画書の作成が必要となります。
また、応募にはHACCPチームの編成等の一定の要件があります。

支援内容

(1) 施設等整備事業

輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定、ISO22000、FSSC22000、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備の整備(新設・増築(掛かり増し分)、改修)及び機器の整備

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝・床・壁等の改修、エアーシャワー・殺菌機等の衛生管理設備の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、等

(2) 効果促進事業

認定・認証取得に向けたコンサルティング費や取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等(1)の事業費の20%以内)

交付額及び交付率

(1) 交付額

(令和6年度補正)上限5億円、下限250万円

(令和7年度当初)上限1億円、下限なし

(2) 交付率

1/2以内

農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた施設・機器の整備を支援します！

施設等整備事業

- ① 輸出先国が求める HACCP 等に適合するために必要な施設・機器
- ② 輸出先国のバイヤー等が求める ISO、FSSC、JFS-C 等の認証取得に必要な施設・機器
- ③ 検疫や添加物等の輸出先国の規制に対応するための施設・機器

効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング



空気を經由した汚染の防止設備
(パーティション) の導入



施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、
床、壁等の改修



温度管理を要する装置・設備の導入

ご利用方法

本事業への応募をお考えの方は、以下のページをご確認の上、整備する施設の所在する都道府県窓口にご相談ください。

都道府県窓口も以下のページに掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

【お問い合わせ先】

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 電話:011-330-8810
東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:022-221-6402
関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:048-740-0066
北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:076-232-4233
東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:052-223-4619
近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:075-414-9101
中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:086-230-4258
九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話:096-300-6201
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 電話:098-866-1673

事業全体に関する問い合わせ窓口
輸出・国際局 輸出支援課
電話:03-6744-2375

『産地市場や加工施設などの共同利用施設を整備したい』

(令和7年度当初予算)

① 浜の活力再生・成長促進交付金

(令和6年度補正予算)

② 水産業競争力強化緊急施設整備事業

水産業のスマート化を推進する取組に必要な共同利用施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な共同利用施設の整備、衛生環境を強化するために必要な共同利用施設の整備等を支援することにより、水産業の成長産業化を推進します。

対象となる方

① ①の事業の場合

浜プランに参画する水産加工業協同組合又は水産加工業若しくは水産流通業の発展を目的とする団体・法人(水産加工業者又は水産流通業者(5人以上)が主たる構成員となる団体)

② ②の事業の場合

広域浜プランに参画する水産加工業協同組合

支援対象施設及び補助率

(1) 対象施設

鮮度保持施設、加工処理施設、荷さばき施設、廃棄物等処理施設、加工流通作業等軽労化施設、衛生環境強化施設など

(2) 補助率

事業費の1/2以内、4/10以内、1/3以内

ご利用方法

事業を実施する際は都道府県水産部局に申請してください。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

水産庁漁政部加工流通課調整班

電話: 03-6744-2350

各都道府県 水産部局

『地域の魅力ある商品の関係者が連携する輸出取組等を行いたい』

(令和6年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち

加工食品クラスター輸出緊急対策事業

加工食品の輸出拡大に向けて、食品製造事業者等が連携した加工食品のPRやテストマーケティング、輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等を支援します。

対象となる方

加工食品の輸出拡大を目指す団体

(ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年11月30日)に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、地域の特色ある食品を優先。)

支援内容

(1)加工食品のPR等需要拡大、テストマーケティング、輸出人材の育成等

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するためのプロモーションやテストマーケティング、輸出人材の育成等に係る費用。

(2)輸出先国の現地ニーズに対応するために必要な機械の導入等

輸出先国・地域のバイヤー等が求める条件等、現地のニーズに対応した商品の開発・製造のために必要な機械導入等に係る費用。

○補助率

定額(1,000万円を上限とする。)

○要件

・輸出事業計画の認定(事業実施期間中)

・輸出先国のマーケット事情に精通した専門家(コンサル、商社等)等との連携

・団体の構成員に複数の食品製造事業者が含まれており、輸出実績(間接輸出を含み本事業で取組を行う輸出先国であるかは問わない)のある者が1者以上含まれている。

・(2)の事業は、中小企業者(資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下を満たすもの)から構成され、導入機械の適切な管理ができる団体に限る。

ご利用方法

■ 事業スキーム



R6年度補正予算の公募は終了しました。

【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話:03-6744-2068

『関係者と連携した新たな取組により、 水産物の輸出拡大の加速化に取り組みたい』

(令和6年度補正予算)

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち

水産物輸出加速化連携推進事業

水産物の更なる輸出拡大の加速化に向けて、生産・加工・流通・輸出等のバリューチェーン関係者が連携して重点課題の解決に資する商流・物流構築の実証の取組を支援します。

対象となる方

①から③の参加は必須とし、①から⑤により構成される輸出加速化連携協議会

- ①生産段階事業者(漁業者、養殖業者)又はこれらの者が構成する団体
 - ②加工・流通段階事業者(水産加工、倉庫・保管、卸売・仲卸、物流等の業を営む事業者)又はこれらの者が構成する団体
 - ③輸出段階事業者(水産物輸出の業を営む事業者)又はこれらの者が構成する団体
 - ④地方公共団体その他行政・研究機関
 - ⑤その他の民間事業者等(情報通信事業者、機器製造メーカー等)
- ※日本国内に所在する民間団体等に限ります。

支援内容

(1)輸出バリューチェーン改善検討事業(補助率:定額)

生産者、加工・流通業者、輸出関係事業者等が連携して、水産物の輸出の加速化に取り組む輸出加速化連携協議会による既存の水産物流通のバリューチェーンについて輸出を確実に実施できるよう改善する取組の検討等を支援します。

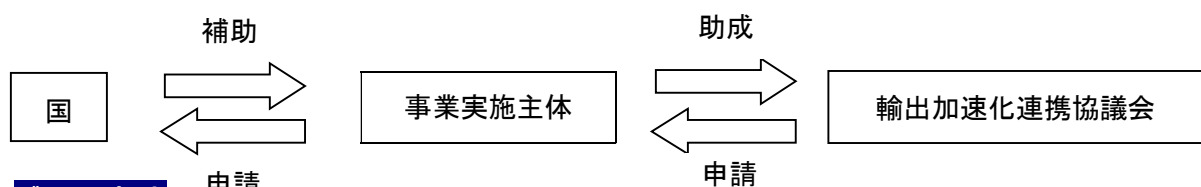
(2)輸出バリューチェーン改善システム等導入事業(補助率:1/2以内)

(1)で検討した取組に必要なシステム・機器の整備、資材の導入等を支援します。

(3)輸出バリューチェーン改善実証事業(補助率:1/2以内)

(1)で検討した新商品の開発、販売ルートの開拓等の取組の効果・持続可能性を実証し、輸出加速化連携協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

事業実施主体が実施する公募に応募する必要があります。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

水産庁漁政部加工流通課指導班

電話:03-3591-5612

『原材料不足、人手不足、経営体力不足などの 課題の解決に取り組みたい』

持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち 水産加工連携プラン支援事業

国民への水産物の安定供給に重要な役割を果たす水産加工業が直面する原材料不足や人手不足、輸送能力不足、経営力向上といった課題の解決に向け、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家の連携による水産加工・流通の取組を総合的に支援し、水産加工業の生産力向上と持続性の両立を図ります。

対象となる方

以下の②と①～⑧との2者以上により構成される連携協議会

- ① 生産段階事業者（漁業者、養殖業者）
- ② 加工・流通段階事業者（水産加工、倉庫・保管、卸売・仲卸、物流等の業を営む事業者）
- ③ 販売段階事業者（小売・外食等の業を営む事業者）
- ④ ①～③の者が構成する団体
- ⑤ 金融機関
- ⑥ 地方公共団体
- ⑦ 研究機関
- ⑧ その他民間事業者等

※構成員は日本国内に所在する組織に限ります。

支援内容

（1）対象となる取組

- ア. 資源状態の良い魚種への原材料転換、低・未利用魚を利用した新商品開発等、海洋環境の変化等に伴う原材料不足に対処し、環境負荷の少ない原材料調達を行う取組
- イ. ICTやDX等の先端技術によるイノベーションや、省エネ機器の導入、高品質な商品作り、ECを利用した販路開拓等により、生産性を向上させる取組
- ウ. デジタル化等による流通の効率化、新たな鮮度保持技術の導入、作業自動化等を通じて人手不足を解消し、持続的な供給体制を構築する取組
- エ. その他持続可能な水産加工流通業の実現に資する取組

（2）対象経費

調査・商談等旅費、プロモーション資材等作成費、研修等経費、新商品開発経費、電子システム導入費、物流構造改善費、水産加工機器・資材、流通機器・資材等

（3）補助率 1/2等

ご利用方法

事業実施主体が実施する公募に応募する必要があります。
ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

水産庁漁政部加工流通課指導班
電話：03-3591-5612

『東日本大震災被災地産の水産加工品の販路を回復・開拓したい』

水産業復興販売加速化支援事業のうち 復興水産加工業等販路回復促進指導事業 及び水産加工業等販路回復取組支援事業

被災地（青森～千葉の各県、栃木県及び群馬県）の水産加工業者に対し、販路回復・新規開拓等のための専門家による個別指導やセミナー等の開催、必要な機器整備を支援します。

対象となる方

東日本大震災の被災地で水産加工業を営む事業者等

なお、この事業において被災地とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の上記8県において著しい被害があった地域とします。

支援内容

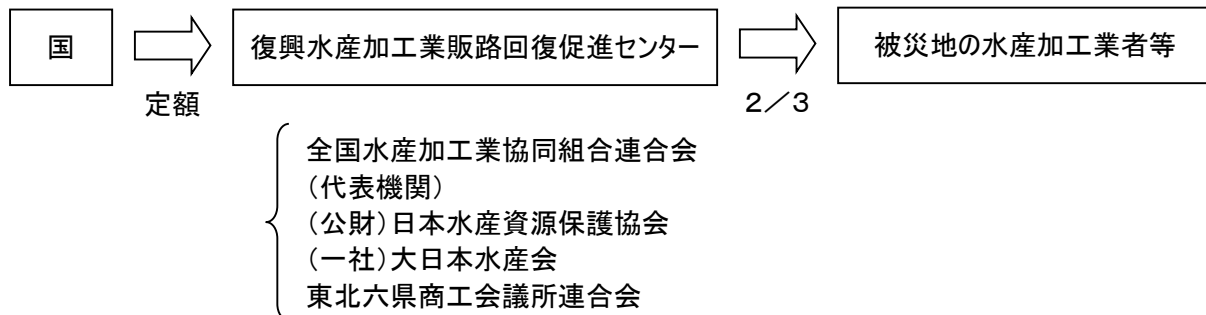
(1) 復興水産加工業等販路回復促進指導事業（補助率：定額）

- ① 復興水産販路回復アドバイザーによる現地指導事業
復興水産販路回復アドバイザー（商品開発コーディネーター、6次産業化プランナー、地域活性化支援アドバイザー等の専門家）による販路回復等に向けた個別指導に対して支援します。
- ② 販路回復セミナーの開催
商談力や加工技術の向上、輸出の取組方法等、販路の回復・開拓に役立つテーマについての専門家等を講師としたセミナーの開催を支援します。
- ③ 商談会の開催
被災地水産加工品の安全性のアピールや震災で失った販路の回復のため、全国の主要な消費地において商談会を開催し、その出展経費を支援します。
- ④ 特設WEBサイトや外食店等を活用した情報発信
被災地水産加工品の情報を集約した特設サイト「UMIUMA（うみうま）」により、おいしさと魅力を発信するとともに、外食店等において被災地水産加工品を活用したメニューの提供により、販路拡大を支援します。

(2) 水産加工業等販路回復取組支援事業（補助率：2／3）

被災地の水産加工業者の、販路回復・新規創出等に向けた取組に必要な加工機器の整備や新商品開発、マーケティング調査等に必要な経費を支援します。

■ 事業の流れ



ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。
また、これまでの取組実績等は下記URLをご参照ください。

【お問い合わせ先】

復興水産加工業販路回復促進センター
(代表機関: 全国水産加工業協同組合連合会)

電話: 03-3662-2040

URL: <http://www.fukko-hanro.jp/>

『産地との連携を強化し、原材料の調達リスクに打ち勝って、 水産加工業を継続したい』

(令和6年度補正予算)

産地連携推進緊急対策事業

輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっています。このような課題に対応するため、食品製造事業者等による産地との連携強化の取組を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

対象となる方

食品製造事業者等

支援内容

産地と連携した取組を行う計画を策定した食品製造事業者に対して、食品製造事業者が産地を支援する取組、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発・製造・PRの取組を支援します。

(1) 補助率 **1/2**

(2) 補助上限額 1件あたり2億円(産地を支援する取組を行う場合は3億円)
(下限100万円)

(3) 補助対象経費

①産地を支援する取組に係る経費

- ・資材費
- ・機械設備導入費
- ・社員等派遣旅費
- ・専門家派遣謝金・旅費 等

②産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う経費

- ・新商品開発費(試作品の原材料費、調査経費を含む)
- ・機械導入費
- ・製造ラインの変更・増設費
- ・食品表示変更に伴う包装資材の更新費(デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当分の新包装資材分に限る。)
- ・新商品PR費 等

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

電話:03-6738-6166

農林漁業者、飲食料品製造・卸売・小売業者、
外食事業者の皆さまへ

設備投資を応援します！

(中小企業等経営強化法等による支援)

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を申請していただき、認定されることにより**生産性向上のための設備投資（トラクタ、異物検出装置、自動洗浄機、コンベクションオーブン等）に係る税制措置**や各種金融支援が受けられます。

優遇措置や認定要件、申請様式など、制度の詳細については、[中小企業庁ホームページ](#) **政策について→経営力向上・経営革新支援→「経営力向上支援」**のページをご覧ください。

■ 支援を受けられる人は？

「中小企業等経営強化法」に基づき「経営力向上計画」を作成し、国から認定を受けた中小企業者等（以下の枠内参照）になります。

- ✓ 農業者、林業者、漁業者、水産養殖業者
 - ✓ 食料品製造業者、飲料・飼料製造業者
 - ✓ 木材製造業者
 - ✓ 飲食料品卸売業者、小売業者
 - ✓ 飲食店
- など

※農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合は対象となりませんのでご注意ください。

農林水産省
東北農政局

■ どんな支援があるの？

計画に基づき新規に取得した一定の設備について支援措置があります。

法人税・所得税の特例

(中小企業経営強化税制：A・B 類型など)

・設備の即時償却

または

・取得額の 10% (※) の税額控除

※ 資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%

A 類型：生産性向上設備

B 類型：収益力強化設備 などを選択できます

金融支援措置

・日本政策金融公庫による融資

・中小企業信用保険法の特例

(別枠での追加保証や保守枠の拡大)

・中小企業投資育成株式会社からの投資 など

【対象】

資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の法人または個人事業主が対象
大規模法人（資本金額が 1 億円超など）から一定割合以上の出資を受けている場合は、本税制支援の対象外となります。

【対象】

中小企業者等受ける支援により異なります。

* 詳細は中小企業庁の HP ご参照下さい。

【中小企業者】

	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下

- 農業経営基盤強化準備金と法人税・所得税の特例は併用不可。

詳しくは、「税制措置・金融支援活用の手引き」をご確認ください。

(参考) [中小企業等経営強化法に基づく 支援措置活用の手引き \(令和 7 年度税制改正対応版\)](https://www.meti.go.jp/press/2023/04/23/230423_01_1.pdf) ([meti.go.jp](https://www.meti.go.jp))

■ 税制の特例措置の対象となる設備は？

● 法人税・所得税の特例（A類型：生産性向上設備）を受ける場合の要件

下表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすこと。

(1) 販売開始から一定期間内に販売されたもの（最新モデルである必要はありません）

(2) 生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上しているもの

要件(1)、(2)について、設備メーカーからなる団体（機械工業会等）が発行する証明書の取得が必要です。

証明書は販売店等を通じ、当該設備のメーカーにご依頼ください（発行まで数日～2ヶ月程度）。

● 法人税・所得税の特例（B類型：収益力強化設備）を受ける場合の要件

下表の販売開始時期の要件はありませんが、年平均の投資利益率が7%以上になることについて経済産業局が発行する確認書の取得が必要です。

- 税制の適用に当たっては、管轄の税務署にご相談ください。

設備区分	最低価額 (1台又は1式)	販売開始時期 (固定資産税・A類型のみの要件)	対象設備の具体例
機械装置 (※1)(※2)	160万円以上	10年以内 (最初に販売されてから 10年以内のモデル)	農林漁業 : トラクター、油圧ショベル、ホイールローダー、魚群探知機など 食品製造 : 自動充填・包装機、異物検出装置、色彩選別機、ロボットパレタイザー、自動皮むき機など 卸・小売 : 精米機、スライサー、自動洗浄機、生ゴミ処理機など 外・中食 : 低熱伝導フライヤー、すしロボット、コンベクションオーブン、食器洗浄機、ご飯盛付け機、自動券売機など
器具備品、工具 (※2)(※3)	30万円以上	器具備品:6年以内 工具:5年以内	農林漁業 : 冷房・暖房用機器、オートステアリングシステムなど 食品製造 : 成分分析計、コンピュータスケール、包装機など 卸・小売 : 冷蔵ショーケース、デポジッター、POSレジ式など 外・中食 : コーヒーマシン、卓上串刺機、タッチパネル券売機、セルフオーダー・セルフレジシステム、冷蔵冷凍庫など
建物附属設備 (※2)	60万円以上	14年以内	農林漁業 : シートシャッター、薪ストーブ、畜糞処理機など 食品製造 : ボイラー、給排水設備、ベルトコンベアなど 卸・小売 : 空調・暖房機器、冷凍冷却設備、自動ドアなど 外・中食 : LED照明、エレベーター、エアーカーテンなど
ソフトウェア (※4)(※5)	70万円以上	5年以内	販売・在庫・製造原価管理システム、栄養管理システムなど

※1: 発電用設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするものは除きます。

※2: 固定資産税の特例を受ける場合、対象となる設備や対象となる業種は市町村により異なる場合があります。

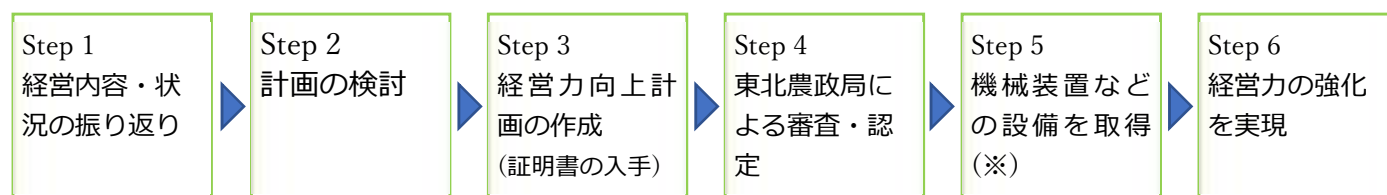
※3: 税の特例の適用が受けられる工具は、測定工具、検査工具のみ。

※4: 法人税・所得税の特例のみ適用可。A類型の場合は、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもののみ。

※5: 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

■ 経営力向上計画の認定を受けるには？

- 所定の申請書様式に記入し、証明書等（設備メーカーからなる団体が発行）を添付し、東北農政局にご提出ください。計画の提出から認定までの期間は1ヶ月程度です。なお、複数の省庁の所管にまたがる場合は45日程度になりますので、ご注意ください。（参考）経営力向上計画策定の手引き
- 申請書は、実質2～3枚程度で、労働生産性などの目標、経営力向上に向けた取組などを記載します。計画作成については、よろず支援拠点や商工会等の経営革新等支援機関にてサポートが受けられます。



(※) 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に東北農政局にて計画が受理される必要があります。

(参考)

中小企業庁ホームページ

経営サポート「経営強化法による支援」→政策について「経営力向上支援」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

税制措置・金融支援活用の手引き

経営力向上計画策定の手引き

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html#gaiyou>

よろず支援拠点

<https://yorozu.smrj.go.jp/>

お問合せ先

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課

〒980-0014

仙台市青葉区本町三丁目3番1号（仙台合同庁舎A棟）

代表：022-263-1111（内線4060）

FAX：022-722-7378

Email：keikaku_tohoku@maff.go.jp

『機械設備を導入したい』

小規模企業者等設備貸与事業

小規模企業者等が必要な機械設備を(公財)みやぎ産業振興機構が代わって購入し、長期、低利の割賦販売により貸与することで経営革新を促進します。

対象となる方

県内に工場・店舗を有している事業所(小規模企業者)

- ・常用従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)

※条件を満たせば50人まで受付可能

対象施設及び限度額等

(1) 対象設備

- ・産業機械や印刷機、建設用機械など小規模企業者等の事業の用に供する設備
- ・機械設備の導入により、付加価値額と給与支給総額の一定以上の向上見込みが必要

(2) 限度額

100万円以上1億円以下

(3) 損料率

1.1～1.9%(基準金利1.5%)

※審査基準に基づく格付け連動金利

(4) 返済期間

3～10年以内

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

(公財)みやぎ産業振興機構 金融支援課

電話:022-225-6636

令和7年度 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金 (高効率設備等導入事業)

宮城県では、県内事業者の皆様の省エネルギー設備等の導入を支援するため、省エネルギー設備等の導入事業に要する経費の一部を補助します。

1 概要

県内事業所で実施する省エネルギー設備の更新事業で、12月26日(一部枠については2月末)までに事業が完了する、費用対効果 0.001 (t-CO₂/千円・年)以上、補助対象経費 100万円以上のものが対象です。

区 分	要 件	補助率	補助上限額
① 脱炭素化枠	建築物におけるZEBの実現又はSBTの達成に必要な設備の導入事業	1/2 以内	2,000 万円
② 大規模削減枠	100t-CO ₂ /年以上の排出削減を行う設備の導入事業	1/2 以内	1,000 万円
③ 診断枠	省エネルギーセンター等が行う省エネルギー診断※ ¹ の結果に基づき実施する省エネルギー設備の導入事業	1/2 以内	1,000 万円
④ EMS枠	エネルギーマネジメントシステム(EMS)を併設した省エネルギー設備の導入事業	EMS:1/2 以内 設備:各枠の補助率	750 万円
⑤ 県産枠	県認定製品※ ² の省エネルギー設備の導入事業	1/2 以内	750 万円
⑥ 一般枠	①～⑤以外の省エネルギー設備の導入事業	1/3 以内	500 万円
⑦ 断熱改修等枠	①～⑥の事業に併せて、空調設備のエネルギー使用量の削減効果を高めるために断熱改修等※ ³ を行う事業に対し、上乗せで補助するもの	1/2 以内	1,000 万円

※¹・省エネセンター、プラットフォーム構築事業等による診断、省エネ法に基づく特定事業者の場合はエネルギー管理士による診断

※²・『「新商品」特定随意契約制度』における認定商品として認定されたことがある設備、
「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品である設備、

※² 「みやぎ優れ MONO」として認定されたことがある設備

※²・「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」、「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている省エネルギー設備かつ上市している設備

※³・躯体(外皮)の断熱改修工事、複層ガラス等への更新/追加工事、遮熱シートの導入工事、

※³ フリークーリング、全熱交換器等のパッシブ技術導入工事等

2 受付期間

令和7年5月30日(金)17時まで

※ 同一年度内において、1事業者が2度交付申請を行うことはできません。

3 審査・交付決定

申請者のカーボンニュートラルを目指した様々な取組について、審査会で総合的に評価を行います。

4 補助対象設備

導入する設備は、次の(1)～(7)を全て満たすものです。

- (1)外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備
- (2)事業所内に設置し、又は使用する設備
- (3)発電機能を有しない設備
- (4)事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備
- (5)省エネルギー効果の比較対象がある設備
- (6)償却資産登録される設備(高効率照明を除く。)
- (7)費用対効果が、0.001 (t-CO₂/千円・年)以上である設備

5 導入事例

- ・食品工場における高効率ボイラへの更新
- ・医療福祉施設における高効率空調、高効率給湯器への更新
- ・プラスチック製品工場における電動射出成形機の更新
- ・ホテル・旅館における高効率空調、高効率給湯器の更新 等



高効率空調機（室外機）



高効率ボイラ

※ 補助対象とならない設備の具体例

- ・断熱塗装、燃料改質器具など
- ・省エネルギー型自動販売機、低燃費型建設機械、輸送用機械器具類など
- ・コージェネレーション設備など
- ・サーキュレーター
- ・高効率照明(① 脱炭素化枠 及び ⑤ 県産枠を除く。)

6 補助対象経費

区 分	内 容
設計費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
設備費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の購入、製造(改修を含む)又は据付け、既存設備の撤去等に必要経費
工事費	補助事業の実施に直接必要な配管、配電等の工事に必要経費
その他経費	補助事業を行うために直接必要な経費で知事が承認したもの(工事負担金、管理費等)

7 その他

- (1)申請書は電子申請システム(<https://logoform.jp/form/GQGB/973737>)で提出ください。
- (2)④診断枠に申請する場合は、R3～R6 年度に受診した診断結果が必要です。
- (3)詳細については、HP に掲載の「運用の手引き」を参照願います。

問い合わせ先:宮城県環境政策課省エネ・再エネ推進班

◇TEL:022-211-2664 FAX:022-211-2669

◇Mail:kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

◇ホームページ: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r7miyagico2.html>

令和7年度 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金 (再生可能エネルギー等設備導入事業)

宮城県では、再生可能エネルギー等設備を積極的に導入される事業者様を支援します。

1 概要

工場、倉庫、店舗、事務所など、県内の事業所に再生可能エネルギー等設備を導入する民間事業者等の、令和8年2月27日までに事業が完了する設備導入※にかかる費用の一部を補助いたします。

※自己所有、PPA又はファイナンス・リースにより再生可能エネルギー等設備の導入を行う事業であること。PPAまたはリース契約の場合、PPAまたはリース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分が PPA またはリース料金から控除されるものであること。

2 補助対象

対象設備	宮城県内の事業所に設置される、再生可能エネルギー等システム。詳細は裏面のとおり。
対象規模	裏面の対象設備一覧のとおり
対象者	県内に事業所を有する(予定を含む)法人等(市町村、一部事務組合、国立大学、地方3公社、地方独立行政法人等を除く)又は県内の住所地、居住地又は事業所の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者。
対象経費	設計費、設備費、工事費、その他経費(補助事業を行うために直接必要な経費で知事が承認したもの)

3 補助率、補助限度額

実施区分		導入設備	補助率	(上限額)	補助限度額
エネルギー自立促進枠		ZEB・RE100等・SBTに取り組むための設備導入(①～⑬)	1／2以内		自家消費： 2, 000万円
一般枠	太陽光発電(①) 導入の場合	太陽光発電①	5万円／kW		
		蓄電池	6万円／kWh		
		BEV	1／2以内	30万円／台	
		PHEV		10万円／台	
		V2H		30万円／台	
その他設備(②～⑫) 導入の場合		その他設備(②～⑬)	1／2以内		自家消費： 2, 000万円 売電： 1, 000万円

※自家消費の場合、余剰電力の売電は、発電電力量の5割未満まで可能です。

4 受付期間

令和7年5月30日(金)17時まで

5 審査・交付決定

公募期間中に申請のあった事業について、事業の計画、波及効果や環境負荷低減効果等を審査会で総合的に評価し、交付決定を行います。 ※先着順ではございません。

6 その他

- (1)申請書は電子申請システム(<https://logoform.jp/form/GQGB/974730>)で提出ください。
- (2)補助金の詳細については、ホームページに記載されている、要綱、運用を参照してください。

補助設備・規模要件

※各補助設備の特記事項等についても、ホームページ掲載の「運用について」等を必ず確認してください。

種類	規模要件
①太陽光発電	● 1地点当たりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施工する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1 地点当たりの平均出力が 4kW 以上(個人事業主の自宅兼事業所の場合は、事業所用途部分のみでその電力が使用されていることが条件となる。) ※過積載率140%を超える分のモジュール及びそれに付随する工事費及び設備費は補助対象外
②風力発電	● 1地点当たりの出力 10kW 以上 20kW 未満
③バイオマス発電	● 発電出力5kW 以上 1,000kW 未満 ● 地域内で発生するバイオマスの依存率 60%以上
④水力発電	● 発電出力 1,000kW 以下 (システムの定格出力で kW 単位の小数点以下切捨)
⑤地熱発電	● バイナリーサイクル発電方式に限る
⑥太陽熱利用	● 集熱器総面積 10 m²以上
⑦温度差エネルギー利用	● 熱供給能力 0.1 GJ/h(0.02 Gcal/h)以上 ● 温度差エネルギー依存率 40%以上
⑧バイオマス熱利用	● バイオマスから得られ、利用される熱量 0.2GJ/h(0.047Gcal/h)以上 ● 地域内で発生するバイオマスの依存率 60%以上
⑨雪氷熱利用	● 冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
⑩地中熱利用	● 暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備 ● ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力又は加熱能力が 10kW 以上
⑪ガスコージェネレーション	● 発電出力5kW 以上
⑫燃料電池	● 発電出力3kW 以上
⑬ ①～⑤と併せて導入する蓄電池	● 対象システムを設置する敷地内の土地又は建物に容易に取り外すことができない状態で固定され、かつ、当該対象システムから供給される電力を蓄電するもの ● 併設することにより、再生可能エネルギーの有効な活用に資すると認められるもの ● 導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下
①と併せて導入するBEV、PHEV及びV2H	● 国が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、補助対象一覧に掲載されている電気自動車(BEV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、V2H充放電設備に限る。 ● BEV及びPHEVは、導入する車両の法定耐用年数を超過していないものに限る。

問い合わせ先:宮城県環境政策課省エネ・再エネ推進班

◇TEL:022-211-2664 FAX:022-211-2669

◇Mail:kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

◇ホームページ: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r7miyagico2.html>

令和7年度太陽光発電を活用した 先進的モデル等導入促進事業補助金

＜申請受付期間＞

令和7年5月30日15:00まで

【対象者】

法人その他の団体(地方自治体、国立大学法人、独立行政法人、地方3公社等を除く。)または
県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主

【対象経費】※

設計費	事業の実施に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業の実施に直接必要な機械装置及びこれらに付帯する設備
工事費	事業の実施に直接必要な工事費
諸経費	事業を行うために直接必要なその他経費

※その他、知事が必要と認めるものについても対象経費とする

【対象事業】

宮城県内の土地または工作物等に対して、新たな技術、既存技術の組み合わせ、又は新たな
手法等により太陽光発電設備の導入を行う事業であって、次のうちいずれかに該当する事業

①	太陽光発電設備に関する新規技術(ペロブスカイト太陽電池、縦置き太陽光パネル、ソー ラーカーポート、太陽光電池搭載車両、窓・壁等を活用した太陽光発電設備等)
②	太陽光発電設備に関する既存技術の組み合わせ(太陽光発電設備とEVカーシェアリング、 EV車両、充電設備、リユース蓄電池、太陽熱・未利用熱等利用設備等との組み合わせ)
③	太陽光発電設備の活用手法(集合住宅(賃貸または分譲)・テナント(賃貸)施設・区分所有 施設・農地・ため池・耕作放棄地等の未利用地における太陽光発電設備の導入、リユース 太陽光パネル等)
④	その他、新規性のある事業

【補助率】 1/2以内

【補助上限額】 2,000万円

【提出書類】 補助金交付要綱(県ホームページにて公開)に定める書類

【提出方法】 電子申請システム
URL: <https://logofom.jp/form/GQGB/974973>

宮城県 環境政策課 省エネ・再エネ推進班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県庁13階)
TEL:022-211-2664 FAX:022-211-2669
Mail:kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/pv-newmodel.html>

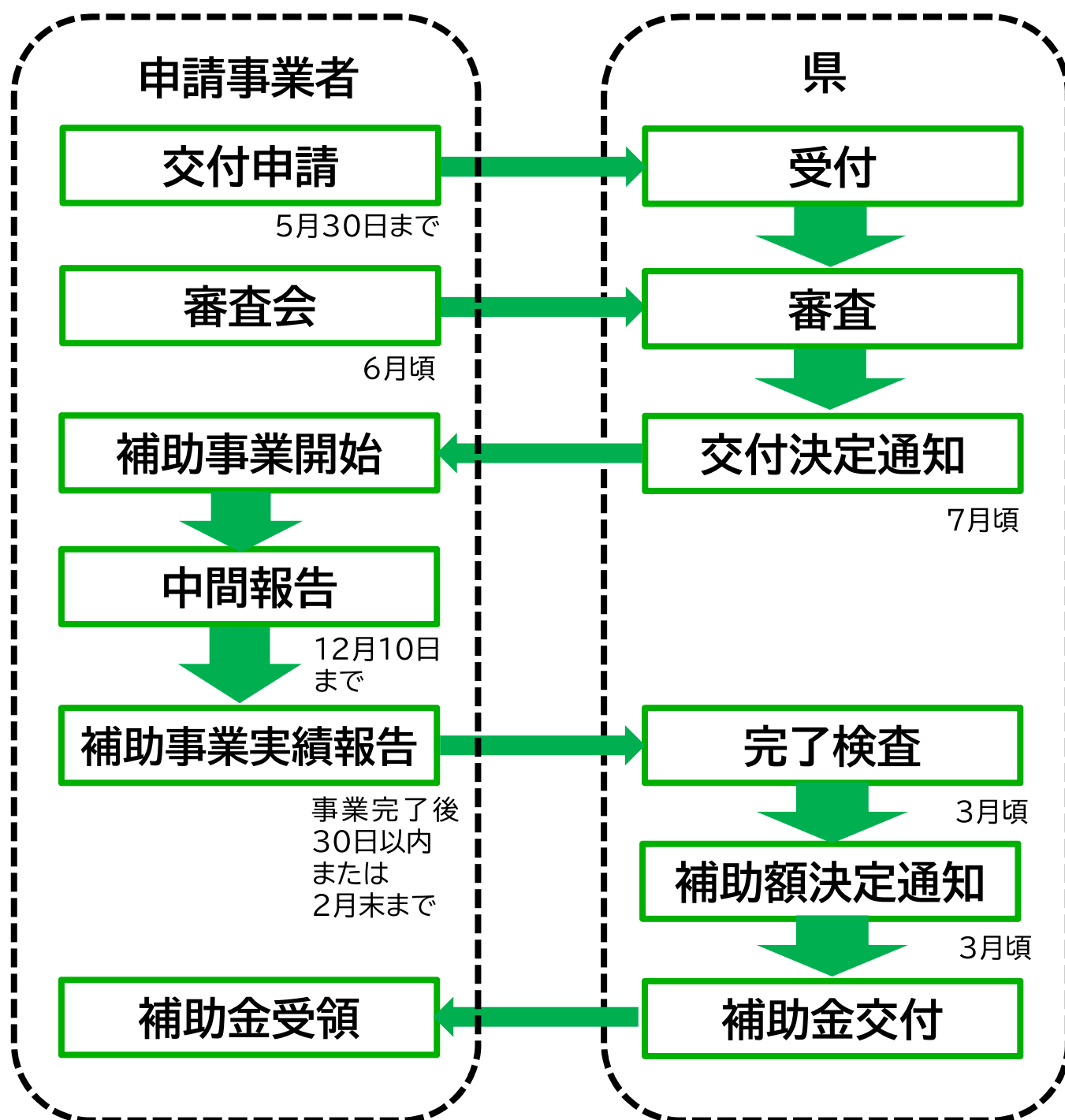


【審査基準】

事業計画の内容及び事業スケジュールについて、庁内審査委員会にて審査会(ヒアリング)及び書類審査により総合的に評価を行い選定します。

- ・先導性、モデル性
- ・環境負荷低減
- ・費用効率性
- ・実現可能性
- ・地域貢献、地域活性化

【手続きの流れ】



自社の屋根などに
「**自家消費型大規模太陽光発電**」を
導入する県内事業所を支援します。

事業者用自家消費型大規模太陽光発電 導入等支援事業補助金

宮城県では、県内産業の脱炭素化とエネルギーコストの削減による競争力強化に向け、県内事業所における自家消費型の大規模太陽光発電設備等の導入に要する経費の一部を補助します。

補助対象事業

県内事業所が、次に掲げる手法により、自家消費型太陽光発電設備の導入を行う事業（出力400kWを上回るもの）

- (1) 自己所有
- (2) PPA
- (3) ファイナンス・リース

**売電を目的とした事業は
対象外**

補助対象経費

・・・工事費、設備費、業務費、事務費

補助額

・・・【先導枠(水上設置※)】①と②の合計額

※ 調整池・ため池等の水上に設置するもの

① 出力1kW当たり5万円

② 自営線の設置に要する経費 2/3以内(上限2,000万円)

・・・【通常枠】 出力**1kW**当たり**5万円**
(上限1億円)

募集期間

令和**7**年**5**月**30**日(金)15時まで(必着)

- ・令和8年2月27日までに完了する事業が対象です。
- ・募集期間内に交付要綱に定める交付申請書と関係書類を電子申請システム
(URL: <https://logoform.jp/form/GQGB/974861>)から提出ください。
- ・交付要綱等の詳細は、宮城県環境政策課ウェブサイトで御確認ください。
- ・事業の内容等によって、交付決定額の調整を行う場合があります。



■問い合わせ先

宮城県 環境生活部環境政策課省エネ・再エネ推進班

電話: 022-211-2664 ファックス: 022-211-2669

電子メール: kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

ウェブサイト: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>



『再生可能エネルギー設備の導入に取り組みたい』

太陽光発電設備等共同購入事業

太陽光発電設備等の購入希望者を募り、一括発注することによるスケールメリットを活かすことで、市場価格よりも安価に設備を購入するものです。

対象となる方

宮城県内に事業所を有する法人等

対象設備

太陽光発電設備（10キロワット以上）

※オプションとして蓄電池等も併せて購入できます。

参加のメリット

- ・登録から工事完了まで、購入希望者を事務局がサポートします。
- ・スケールメリットにより、費用低減が見込めます。
- ・厳選された販売施工事業者が工事を行います。

参加登録の方法



募集期間

令和7年秋ごろから令和7年度末（予定）

利用方法

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

【お問い合わせ先】

宮城県環境生活部環境政策課

省エネ・再エネ推進班

電話：022－211－2664

令和7年度

みやぎ産業廃棄物3R等推進事業費補助金（設備整備）

宮城県では、産業廃棄物の3Rの効果のある設備を県内に設置する事業者の皆様に対し、費用の一部を補助します。

募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）

※今年度から、原則電子申請システムでの申請となります。

★ 補助の内容と対象設備

補助の内容 **補助率** : 1/2～2/3以内
 補助上限額 : 2,000～5,000万円

- ▶ 産業廃棄物の**発生を抑制**する設備
（製造工程の改善による産廃発生量削減の取組など）
- ▶ 産業廃棄物となる物を**再使用**するための設備
（一度使用した物を、廃棄せずに再度使用できるようにする取組など）
- ▶ 産業廃棄物を**再資源化**するための設備
（産廃として発生した物をリサイクルする取組など）
- ▶ 産業廃棄物由来の**資源を利活用**するための設備
（産廃をリサイクルした資源を原料とする製品の製造設備や、エネルギー利用に関する取組など）
- ▶ 産業廃棄物の**排出を抑制**する設備
（事業場で発生した産廃を自ら処理する取組で、上記のいずれにも該当しないもの）

詳細は裏面を
御覧ください！



©宮城県・旭プロダクション

★ 応募資格

宮城県内に事業所を有し（予定も含む。）、産業廃棄物の3R等に取り組むために、設備機器を整備する事業者の方（産業廃棄物の中間処理業者を含む。また、当該事業者が半数以上を占める団体を含む）。ただし、過去3年間、環境関係法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていない等の要件があります。

★ 留意事項

- ・申請の際には事業内容についてヒアリングを実施しますので、余裕を持って申請してください。
- ・また、申請の際は申請者自らが行ってください。
- ・補助対象事業が年度内に終了しない場合、原則として補助金をお支払いできません。
- ・その他、留意事項は「申請の手引き」を御覧ください。



補助金ウェブページ
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/3r-suishin-r7.html>

★ ご相談窓口 （申請先）

宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班
電話：022-211-3207 FAX：022-211-2390
電子メール：junkanj@pref.miyagi.lg.jp



電子申請ウェブページ
<https://logoform.jp/form/GQGB/717434>

★ 対象事業

事業者が、産業廃棄物の3R等に取り組むために設備機器を整備する事業（既存設備機器の改造も含みます。）

補助対象の事業経費の総額が100万円を超える事業に限りです。

- ① 産業廃棄物の発生抑制のための設備等の整備（**発生抑制**）
- ② 産業廃棄物の再使用のための設備等の整備（**再使用**）
- ③ 産業廃棄物の再資源化のための設備等の整備（**再資源化**）
- ④ 産業廃棄物由来の再生資源の利活用のための設備等の整備（**再生資源の利活用**）
- ⑤ 発生した産業廃棄物の排出を抑制するための設備等の整備（**排出抑制**）

★ 対象となる事業経費

▶ 設備の設計費用 ▶ 設備の購入費用 ▶ 設備の設置工事費用 ▶ 設備の運搬費用 など

※土地取得や自動車・重機等の購入、リース費用など、補助金の交付目的以外の用途に使用できるものに係る費用は対象外となります。

★ 補助率・補助上限額等 ※全ての枠で事業期間が「2年以内」になります（契約・支払い等は各年度に実施）

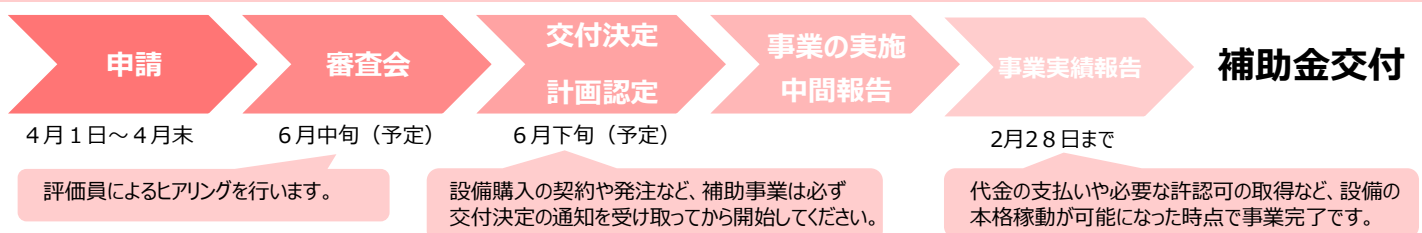
	①一般枠 左記枠以外の設備導入	②重点枠 知事が定める取組(下記) に係る設備導入	③動静脈連携枠 産業廃棄物等を製品原料として再資源化 や再利用することを目的とし、2社以上が 連携して実施する取組	④未来法枠 地域未来投資促進法における地域経済 牽引事業計画に係る設備導入計画で、 総事業費1億5千万円以上のもの
補助率	2分の1以内	3分の2以内	2分の1以内	3分の1以内
補助上限額	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
事業期間	2年以内	2年以内	2年以内	2年以内

※知事が定める取組

- 1 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3R等に関する取組
 - (1) 廃太陽光発電設備 (2) 廃石膏ボード（石膏粉から製品を製造する取組に限る）
- 2 処理が課題となっている産業廃棄物の3R等に関する取組
 - (1) 廃プラスチック類
 - イ 廃プラスチック類を再生プラスチック原料として再資源化する取組
 - ロ 再生プラスチック原料を利活用する取組
 - (2) 雑品スクラップ

OA機器や電化製品のリサイクル等のため、金属とプラスチック類を含む混合廃棄物の分別の高度化に関する取組
- 3 情報通信等の先端技術を活用した3R等に関する取組
 - ・AIやIoT等の先端技術の導入による分別の高度化
- 4 食品ロスの削減に関する取組
 - ・食品製造業者による食品ロスの発生を抑制する取組

★ 補助金交付のスケジュール（例：単年度事業の場合）



★ 申請のポイント

▶ 3Rの効果について

補助金交付申請書には、導入する設備による3R等の効果量を記載いただきます。この3R効果量は、導入する設備により、実際に発生抑制や再資源化などが見込める、具体的な値を、根拠と合わせて示してください。

（設備の処理能力は別に記載していただきますので、混同しないようご注意ください。）

→ 詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。

▶ 環境産業コーディネーター（EIC）の申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などの御質問・御相談については、県職員であるEICがお応えします。EICは、御連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、御用命の際は「循環型社会推進課資源循環企画班」にお電話ください（電話：022-211-3207）。

令和7年度 みやぎ産業廃棄物3R等推進事業費補助金 (循環ビジネス事業化支援)

宮城県では、産業廃棄物の3Rに繋がる技術や製品の開発を目指す事業者の皆様に対し、事業化検討から事業化後の販売促進まで、一貫して支援します。

募集期間

令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)

※今年度から、**原則電子申請システム(Logoフォーム)での申請**となります。

※窓口での提出を希望される場合は、事前の来庁予約をお願いします。

★ 補助の対象となる事業の内容

事業化検討

補助率：1/2以内 補助上限額：200万円

・産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる**事業の検討・調査やシステムの構築**に取り組む事業

研究開発

補助率：1/2以内

補助上限額：750万円×2年以内又は500万円×3年以内

・産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる**技術の研究開発・改良・応用や製品・設備の開発等**に取り組む事業

販売促進

補助率：1/2以内 補助上限額：200万円

・産業廃棄物の3R等及び産業活動に由来するプラスチック製廃棄物による海洋環境の負荷低減に繋がる**製品等の販売促進**に取り組む事業

知事が指定する取組 補助率：2/3以内

※知事が指定する取組の詳細は、裏面に記載しています



©宮城県・旭プロダクション

★ 対象となる事業経費

- 委託費
- 指導受入費
- 広報宣伝費
- 事務経費
- 原材料費・副資材費
- 機械装置・工具器具費
- 共同研究費
- その他（設備のリース費など）

※ 対象とならない経費の例

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 銀行等への振込手数料
- ・ 人件費や食費等の経常的費用

★ 補助率・補助上限額・事業期間

事業区分		補助率	補助上限額	事業期間
事業化検討	知事が別に定める取組※を対象とする場合	3分の2以内	200万円	1年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内		
研究開発	大学等と連携し、知事が別に定める取組※を対象とする場合	3分の2以内	700万円/年度	3年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内	750万円/年度	2年以内
			500万円/年度	3年以内
販売促進	知事が別に定める取組※を対象とする場合	3分の2以内	200万円	1年以内
	上記に該当しない場合	2分の1以内		

※知事が別に定める取組

1 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3R等に関する取組

(1) 廃太陽光発電設備 (2) 廃石膏ボード（石膏粉から製品を製造する取組に限る）

2 処理が課題となっている産業廃棄物の3R等に関する取組

(1) 廃プラスチック類

イ 廃プラスチック類を再生プラスチック原料として再資源化する取組

ロ 再生プラスチック原料を利活用する取組

(2) 雑品スクラップ

OA機器や電化製品のリサイクル等のため、金属とプラスチック類を含む混合廃棄物の分別の高度化に関する取組

3 情報通信等の先端技術を活用した3R等に関する取組

・AIやIoT等の先端技術の導入による分別の高度化

4 食品ロスの削減に関する取組

・食品製造業者による食品ロスの発生を抑制する取組

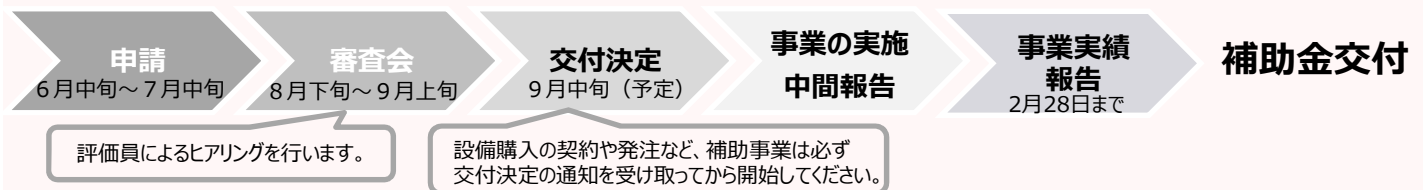
5 宮城県グリーン製品の改良・販売促進等に関する取組

・宮城県グリーン製品の改良、販促活動による資源循環の促進

6 サーキュラーエコノミー型ビジネスの創出に向けた取組

・廃棄されている循環資源の新たなリユース・リサイクルスキームの検討

★ 補助金交付のスケジュール（例：単年度事業の場合）



★ 申請について

▶ 環境産業コーディネーターの申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などのご質問・ご相談については、県の職員である環境産業コーディネーターがお応えします。環境産業コーディネーターは、ご連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、ご用命の際は循環型社会推進課資源循環企画班にお電話ください（電話：022-211-3207）。

★留意事項	・申請の際は、事業内容についてヒアリングを行いますので、事前に御連絡の上、窓口へお越しください。 ・補助事業が年度内に終了しない場合、原則として補助金をお支払いできません。 ・その他の留意事項は、「申請の手引き」御覧ください。	 補助金ウェブページ https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/3r-suishin-r7.html
★御相談窓口（申請先）	宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班 電話：022-211-3207 FAX：022-211-2390 電子メール：junkanj@pref.miyagi.lg.jp	 電子申請ウェブページ https://logoform.jp/form/GQGB/789249

『働きやすいオフィス改革に取り組みたい』

中小企業等オフィス改革推進支援事業補助金

従業員の定着化、満足度向上のために働きやすいオフィス環境の整備に取り組むための費用の一部を補助します。

対象となる方

宮城県内に本社・本店所在地があり、オフィス改革に取り組む
中小企業・小規模企業者（諸条件あり）

支援内容

オフィス環境等の整備の取組
（例）・椅子・机等のオフィス家具・デジタル機器等
・ミーティングスペース、休憩室等
・床・壁の改装、照明器具等

補助率等

- ・補助率 : 2/3 以内
- ・補助上限額 : 500 万円

募集期間

令和 7 年 5 月頃～（※詳細は下記担当までお問合せください。）

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

中小企業支援室

電話: 022-211-2745

中小企業等

BCP・事業継続力強化計画
実践支援補助金

本補助金では…

県内の中小企業等を対象に、BCP・事業継続力強化計画の実践に必要な設備等の導入にかかる費用を、最大で半額補助します！

■申請受付期間

令和7年5月16日(金)～7月31日(木)(消印有効)

■申請要件

- ①県内に本店又は支店を有する中小企業者、小規模事業者(個人事業主を含む)
- ②「事業継続力強化計画等の認定を受けていること(認定申請中でも本補助金への申請は可能)
- ③「地域協力計画」(災害時、地域と連携して対応する計画)の策定
- ④災害時の対応について、導入した設備等で社内研修又は対応訓練等の実施
- ⑤設立又は開業してから3年が経過し、現に営業実態があること

※ 詳細については、下記に記載しているHPからご確認ください。

■補助対象物品・設備等

各企業の「事業継続力強化計画等」の実践に必要な物品・設備等が対象となり、以下の通り申請枠を2つ設けております。



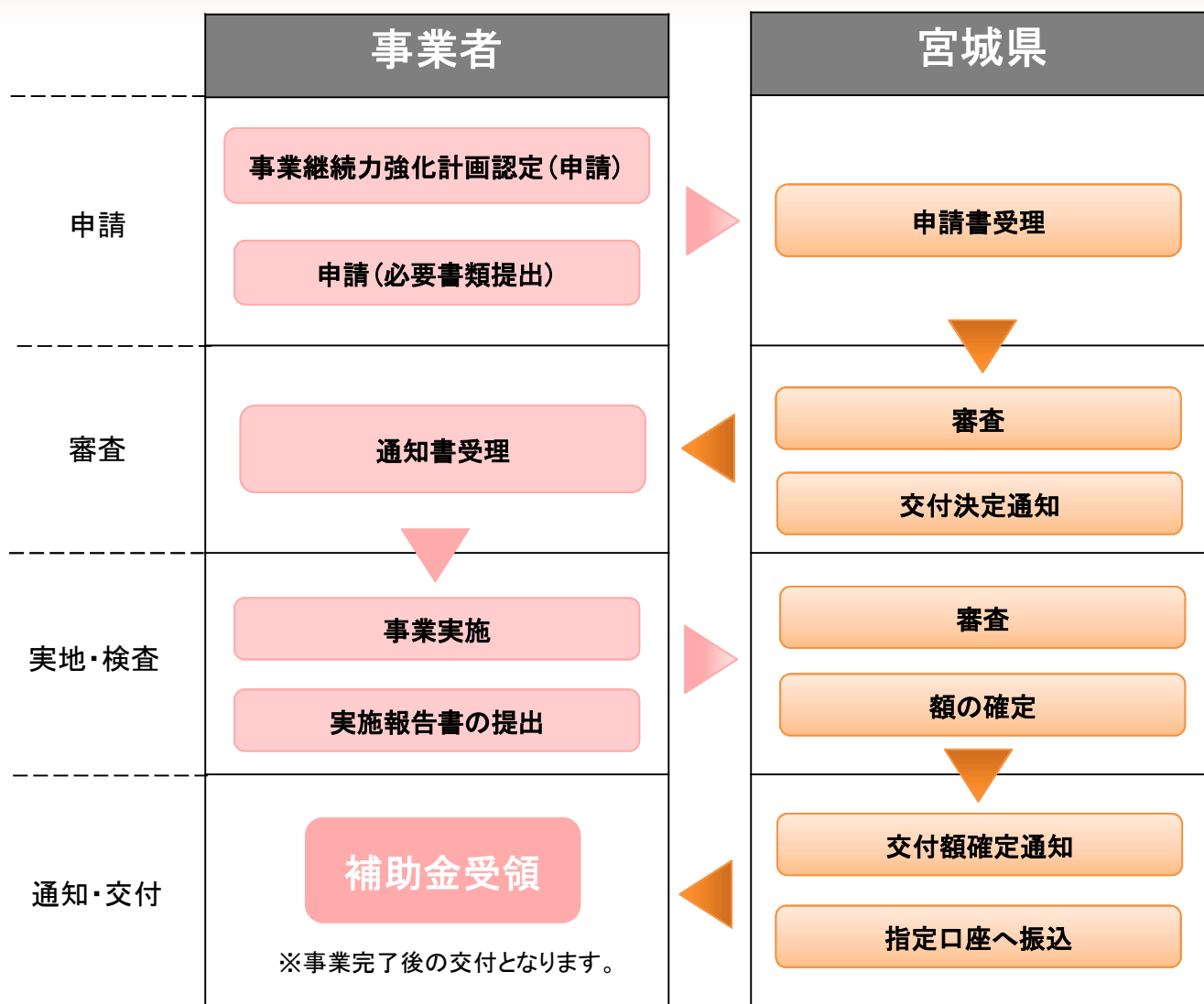
申請枠	補助対象	対象事業	補助率	補助額
備蓄品・ 少額設備枠	「事業継続力強化計画」(または「連携事業継続力強化計画」)及び「地域協力計画」の実践に必要な備蓄品・設備等。	50万円 以上の事業	1/2以内	25万円から 最大50万円
設備枠	設備については、補助対象事業経費が200万円未満のものは備蓄品・少額設備枠、200万円以上のものは設備枠として扱う。 □備蓄品例 非常食(水・食料等)、簡易トイレ、毛布、簡易浄水器、段ボールベット、土のう等の購入費 □設備例 非常用発電機、備蓄倉庫、蓄電池、止水板	200万円 以上の事業	1/2以内	100万円から 最大500万円

ホームページはこちら→
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/bcp-hojokin2025.html>



お問い合わせ先: 宮城県中小企業支援室経営支援班
 TEL: 022-211-2742 FAX: 022-211-2749
 E-Mail: chukisik@pref.miyagi.lg.jp
 裏面に続きます⇒

■事業の流れ(申請から交付まで)



■必要書類

1	申請書
2	補助事業計画書
3	事業費所要額調書
4	暴力団排除に関する誓約書、役員名簿
5	「事業継続力強化計画等」 認定申請中の場合は、申請している計画をご提出いただき、認定があり次第、速やかに認定後の計画をご提出ください。
6	「事業継続力強化計画等」の認定書の写し 認定申請中の場合は、認定申請書をご提出いただき、認定があり次第、速やかに認定書をご提出ください。
7	登記情報がわかるもの 【法人】申請日前3か月以内の履歴事項全部証明書(登記簿謄本) 【個人】開業届、申請日前3か月以内の住民票
8	納税証明書(すべての県税に未納がないことを証明するもの)
9	直近1期分の確定申告書
10	その他知事が必要と認める書類

※ 申請書の様式等は、裏面に記載しているHPからダウンロード願います。

／中小水産業者等が実施する就業者確保のための宿舍整備を支援します／

水産業従業員宿舍整備事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の基幹産業となっている漁業者や水産加工業者等の生産能力向上のため、県内に事業所等を有する中小企業者のうち漁業者及び水産加工業者並びに水産業協同組合等（以下「中小水産業者等」という。）が実施する従業員や就業者確保のための宿舍整備に要する経費を補助するもの。

補助対象者

★従業員確保のための宿舍整備を行う中小水産業者等

補助対象施設

★従業員用に供する宿舍（以下、「従業員宿舍」という。）

○単独の従業員宿舍

○他施設（一般住宅 等）と合築した従業員宿舍

補助対象経費

★県内の中小水産業者等の施設等に従事する職員の宿舍整備（新築、修繕及び増築）のうち、生産能力の向上に必要不可欠であり、宿舍整備の費用に要する経費のうち、知事が補助対象としたもの。

（補助対象外経費）※以下の経費は補助対象外とします。

○事業者の所有として登記しないもの（例：補助事業者以外が所有者となる宿舍 等）

○自社の従業員確保に使用しないもの（例：他社に貸し出すための宿舍 等）

○土地の整備等に係るもの

（例：土地の取得費、整地・嵩上げ、外構工事 等）

○宿舍整備に含まれないもの

（例：備品、什器、事務用品、厚生施設 等）

○間接的な経費

（例：手数料、保険料、通信費、印紙代、租税公課等）

補助限度額及び補助率

★補助限度額：補助上限額2,000万円、補助下限額100万円。

★補助率：補助対象経費の1/2以内（対象経費に消費税分は含まれません。）

※予算の都合により採択されないこと、補助率の範囲内で減額されることがあります。

募集期間

令和7年6月24日（火） ～ 令和7年7月31日（木）17時必着

○提出書類に不備等がない場合、正式に受付完了となります。

○来庁されても、必要書類が揃わなければ受付できません。郵送等の場合は、受付まで数日要することや来庁される場合と同様に必要書類が揃わなければ受付できませんので、ご注意ください。

○申請受付後、県が定める基準に基づき「補助事業実施計画書」を審査し、予算の範囲内において交付決定しますので、公募要件を満たした申請であっても、交付決定されない場合がありますので、ご了承願います。

交付申請書等の様式はHPからダウンロード願います

詳細は「公募要領（水産業従業員宿舍整備事業）」をご覧ください

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班（水産加工業者等）・企画推進班（漁業者等）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931・022-211-2935 FAX:022-211-2939

E-mail: suishinr@pref.miyagi.lg.jp・suishink@pref.miyagi.lg.jp

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/syukusyaseibi-r7-1.html>